相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市住吉町二丁目一〇七番地、最後の住所千葉県四街道市大日九〇一番地五　被相続人　亡　酒井　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番八号光建ボイス八〇四　米倉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　米倉　勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市緑区青砥町一〇五三番地、最後の住所群馬県渋川市赤城町津久田甲四〇一九番地あかぎ育成園　被相続人　亡　夏目　菊藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

横浜市中区本町三―二四本町中央ビル九階

相続財産管理人　狩倉　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字高田八〇一番地、最後の住所長野県長野市吉田四丁目二四番一五号　被相続人　亡　大日方正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

事務所長野県長野市大字南長野妻科四三七番地山口司法書士・土地家屋調査士事務所

相続財産管理人　山口　文男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市司町三丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　滝　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

愛知県刈谷市東陽町三丁目六八番地鬼頭ビル二階

相続財産管理人　弁護士　杉浦　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区醍醐東合場町二五番地、最後の住所京都市伏見区小栗栖西谷町二二番地二　被相続人　亡　小山　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町二三一番地　二条麩屋町ビューハイツ二〇三号室

相続財産管理人　柴田　定治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市すずかけ台三丁目四番地一、最後の住所兵庫県三田市すずかけ台三丁目四番地一Ｄ棟一〇〇一号　被相続人　亡　田辺　康三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館四階

相続財産管理人　弁護士　森川　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県中新川郡上市町東江上六番地、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町紫合字山田西原三番地の二　被相続人　亡　福井　将雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

兵庫県川西市萩原台西一丁目一七番地

相続財産管理人　戸越　照吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市北区南五葉六丁目三番、最後の住所兵庫県神戸市北区南五葉六丁目三番一三号　被相続人　亡　小林　典明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

兵庫県神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階

相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市明治町三五番地、最後の住所鳥取県米子市福万四一九番地の六　被相続人　亡　立林　香子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

鳥取県米子市加茂町二丁目七一番地

相続財産管理人　山中　章一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県佐伯郡湯来町字伏谷一一〇番地ノ四、最後の住所不詳　被相続人　亡　久保田三代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

広島県大竹市白石一丁目二五番二二号、事務所広島市中区白島九軒町六番三号

相続財産管理人　川本　尚臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市大字壇之浦町六一番地一、最後の住所山口県下関市貴船町一丁目一〇番七号　被相続人　亡　大田　暲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月三十一日

山口県下関市貴船町三丁目一番一号下関中央ビル下関中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大賀　一慶

第74期決算公告

平成22年3月31日　東京都港区芝公園一丁目5番10号

株式会社芝パークホテル

代表取締役社長　柳瀬連太郎

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	888	流動負債	1,060
固定資産	3,147	固定負債	1,086
有形固定資産	1,796	引当金	78
無形固定資産	8	**負債合計**	**2,224**
投資その他の資産	1,342	株主資本	1,811
		資本金	220
		資本剰余金	46
		資本準備金	46
		利益剰余金	1,544
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	1,489
		（うち当期純損失）	（292）
		純資産合計	**1,811**
資産合計	**4,035**	**負債・純資産合計**	**4,035**

第35期決算公告

平成22年3月31日　埼玉県川越市下赤坂1795―1

株式会社若菜

代表取締役　難波　愼治

貸借対照表の要旨（平成21年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,090	流動負債	10,933
固定資産	5,344	固定負債	1,421
		負債合計	**12,354**
		株主資本	2,080
		資本金	324
		資本剰余金	86
		資本準備金	86
		利益剰余金	1,669
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	1,666
		（うち当期純利益）	（1,518）
		純資産合計	**2,080**
資産合計	**14,434**	**負債・純資産合計**	**14,434**